

クレジットカードを利用した納付についてのQ & A

問	答
1 クレジットカードで納付できるのは、どういった各種使用料・手数料ですか。	領収済通知書部分に「納付番号」と「確認番号」が印字されてい納入通知書または納付書であれば全てクレジットカードを用いて納付ができます。
2 クレジットカードで納付するためには、何が必要ですか。	次のものをご準備ください。 ①納入通知書または納付書（領収済通知書部分に「納付番号」と「確認番号」が印字されているものに限ります。） ②クレジットカード ③インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォン
3 納付手続きの方法を教えてください。	「山口県公金納付サイト」サイトに記載されています「手続きの流れ」にてご確認いただけます。 ①会計課ホームページのリンクから、インターネット上の専用サイト（「山口県公金納付サイト」）にアクセスし、支払手続ページを表示 ②注意事項等を十分にご確認いただき、チェックボックスにチェックをして次へ進みます。 ③税目・料金の選択画面で「各種料金」を選択します。 ④納入通知書または納付書の左片（「領収済通知書」と記載された片）に記載されている「納付番号」と「確認番号」を入力し、納付情報照会結果画面へ進みます。 ⑤画面に表示された納付情報を確認の上、「決済情報を入力」ボタンから決済情報入力画面へ進みます。 ⑥決済情報入力画面でクレジットカードの情報を入力し、「納付内容確認」ボタンへ納付内容確認画面へ進みます。 ⑦納付内容確認画面で画面に表示された内容を確認の上、納付手続きを実行します。 ※サイト内の注意事項を十分にご確認いただいてから、お手続きください。
4 金融機関やコンビニエンスストアの窓口でクレジットカードを使って納付できますか。	窓口やレジではクレジットカードによる納付はできません。パソコン、スマートフォンを利用して、インターネット上の専用サイト（「山口県公金納付サイト」）から納付手続きを行ってください。
5 夜間や休日でも利用できますか。	利用できる期間中は、夜間や休日を問わずご利用いただけます。
6 納付額の他に、手数料等がかかりますか。	納入通知書または納付書に記載された金額のほかに、1件につき所定のシステム利用料を、指定代理納付者にお支払いいただく必要があります（利用料額については山口県公金納付サイトをご参照ください）。また、「分割払い」、「リボ払い」を選択された場合は、決済手数料とは別に、クレジットカード会社から手数料等が請求される場合があります。なお、これらの手数料は山口県の収入になるものではありません。
7 どのようなクレジットカードが利用できますか。	利用できるクレジットカードは、以下のブランドロゴマークのあるものです。・VISA（ビザ）・Master Card（マスターカード）・JCB（ジェーシービー）・Diners Club（ダイナースクラブ）・American Express（アメリカン・エクスプレス）
8 納付者（納入通知書に記載のある方）とカード名義人が異なる場合でも支払うことはできますか。	カード名義人の方が手続きをすれば、納付者のために納付することも可能です。

9	分割払いやリボ払いを利用することができますか。	支払い手続きでは、一括払いの他、分割払いやリボ払いを選択することができますようになっていますが、クレジットカード会社やカードの種類によっては全ての支払い方法に対応できない場合がありますので、詳しくは、利用するクレジットカードの発行会社にお問い合わせください。なお、分割払いやリボ払いを利用した場合でも、納付手続きを完了した日に全額納付があったものとされます。（指定代理納付者が立て替えているためです。）
10	領収証書は発行されますか。	領収証書は発行しません。カード会社が発行する利用明細書などをご確認ください。領収証書が必要な方は、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ、ペイジーによる納付は行わず、納入通知書または納付書を使用して金融機関やコンビニエンスストアの窓口で現金により納付してください。
11	納付日はいつになりますか。	クレジットカード納付は、地方自治法の規定に基づくサイト運営者による立替払いです。納付日は、支払方法（一括払い・分割払い・リボ払い）にかかわらず、納付者が納付手続きを完了した日（サイト運営者に立替払いを申し込んだ日）となります。ただし、手続きを完了した時点では、納付日は確定していません。納付日の確定は、指定代理納付者から山口県への立替払いが行われた後に、さかのぼって行われます。
12	銀行口座からの引き落としはいつになりますか。	引き落としの日はカード会社によって異なります。カード会社が発行する利用明細書でご確認いただくか、ご利用のカード会社にお問い合わせください。
13	納付手続きが完了しているか確認する方法はありますか。	手続きの完了を確認する場合は、納付手続きをされた納入通知書または納付書をお手元にご準備のうえ、「山口県公金納付サイト」の納付照会画面から必要情報を入力いただくことで確認が可能です。詳しくは山口県公金納付サイトのよくあるご質問をご参照ください。
14	納付手続きが完了した後、取り消すことはできますか。	納付手続き完了後は、取り消すことはできません。注意事項を十分にご確認の上、手続きを行ってください。
15	クレジットカードによる納付手続きを完了した後、誤って金融機関やコンビニエンスストアの窓口で、またはスマートフォン決済アプリによって納付してしまいました。どうすればよいですか。	納付の取り消しはできません。二重に納付されたことによる過誤納金は、納付された日から一定期間経過後に納入通知書または納付書に記載されている方に還付します。なお、その際口座振替申出書をご提出していただきます。
16	納入通知書または納付書を紛失しましたが、クレジットカードで納付することができますか。	納入通知書または納付書にはクレジットカード納付に必要な納付番号・確認番号が記載されていますので、紛失されないよう保管願います。万一、納入通知書または納付書を紛失された場合は、そのお支払いいただく内容の山口県担当窓口までご相談ください。
17	山口県からクレジットカード納付に関するメールが届くことがありますか。	山口県からメールを送信することはありません。山口県を装った不審なメールが届いた場合は、メールに記載されているリンク先（URL）へのアクセスや送信元への返信はしないでください。※「山口県公金納付サイト」でクレジットカードによる納付手続きをされた際に、「支払い手続き完了メール」にメールアドレスを登録された方には、株式会社エフレジから納付完了メールが送信されます。